

予算特別委員会会議録（12.2定）			
日 時	平成12年 6月28日（水）	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後10時55分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新野委員長、秋山副委員長、横田・成田・松本（光）・大畠・久末・佐々木（勝）・渡部・北野・西脇・高橋 各委員		
説明員	市長、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長、選挙管理委員会委員長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">書 記 記録担当</p>			

委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に大島委員、高橋委員をご指名いたします。

6月8日に開催されました臨時会におきまして、別紙お手元に配布のとおり審査日程が決定いたしましたことをご報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申し出がありますので、これを許します。

「小樽市土地開発公社事業資金横領事件にかかわる管理監督責任について」

総務部長

小樽市土地開発公社事業資金横領事件にかかわる管理監督責任について、昨日6月27日付で関係職員の処分を行いましたので、ご報告いたします。

処分の内容は、事件が発生した平成7年度、平成8年度当時の土地開発公社事務局長が減給10分の1、3カ月、庶務係長を減給10分の1、1カ月、そして企画部次長を戒告処分としました。また、事件発生前後の平成6年度、平成9年度当時の土地開発公社事務局長、庶務係長を訓告、公社理事を文書厳重注意の措置としたところであります。さらに、市長と助役につきましては、事件発生時の平成7年度、平成8年度の理事としての立場から、管理監督責任として給料の減額を行うものであります。市長につきましては、8月分の給料月額10分の1の減額について関係条例を今定例会の最終日に追加提案する予定で、助役につきましては7月分の給料の10分の1を辞退することとしました。

なお、平成7年度、平成8年度において北海道から派遣を受けていた2名の元企画部長につきましては、任命権者である知事において、懲罰委員会等必要な手続を経て訓告の措置を行った旨の連絡を受けております。また、北海道を退職し小樽市の助役に就任しておりました職員につきましては、自ら当時の給料月額の10分の1を小樽市に返還すると申し出がありました。

以上であります。

委員長

これより総括質疑に入ります。

なお、順序は共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党の順といたします。

北野委員

総選挙期間における謀略ピラについて

総選挙期間における出所不明の謀略ピラについて、選挙管理委員会の見解を求めるものであります。

このたびの総選挙に当たっては、選挙管理委員長をはじめ選挙管理委員会の職員の皆様には大変ご苦労さまでございました。

まず、この6月25日投票で行われた総選挙期間中、全国的にも、また小樽市内の各所でも、何種類かの謀略ピラ、出所不明のピラが広範にばらまかれました。この目的は日本共産党攻撃にあったことは明白であります。それにとどまらず、自民党候補、民主党候補にも向けられていたのが全国的な特徴であります。

まず、高知1区、東京4区、千葉2区、東京17区、ここでは明らかに の小選挙区の必勝区でありまして、自民党候補やあるいは民主党候補に謀略ピラがまかれたという事実は既に報道されているとおりであります。

謀略ピラの配布の実態、全国的規模、それから小樽でどうであったかについて若干説明します。

まずパンフレットです。小樽でまかれたのは、こういうコート紙で作られた立派な紙のものです。これ8ペー

ジ立てです。この種のパンフとしては最高級の品物です。これを含めて5種類がまかれています。それから、コート紙を使ったピラ、こういうものです。この2種類だけ今日は私は持ってまいりましたし、選挙管理委員会にも既にお渡ししてあります。

このコート紙を使ったピラ15種類その他を含めて全国的には60種類以上、まかれた範囲は、最終が23日の深夜、これは全国的には北海道から沖縄まで39都道府県に及んでいます。まかれたパンフやピラの種類、枚数はおよそ千数百万枚と推定されている。

その資金であります、印刷関係者にも聞きましたが、こういうきれいなパンフレットは3,000万部作成すると1億7,000万かかると。1億7,000万が相場です。

コート紙を使ったこういうピラは3,000万枚で1億3,000万。1億数千万枚作成したということになれば、数億円のコストが出たということになります。このほかに、原稿の作成とか印刷、梱包、発送、作成者に対する報酬、こういうのを入ると、10億円をくだらないだろうというふうに言われています。我が党の調査によって、これら謀略ピラを印刷した会社数社は既に明らかになっています。この推進者は 勢力でありました。これはテレビの討論会でもやりとりがありましたから、皆さん方もごらんになっているかと思うんです。

まず、このピラに書かれたですね、これは「だれも知らない日本共産党の本音 ソフト路線の仮面をはぐ」という、こういうどぎつい表題の本であります、この本の宣伝広告という形をとって選挙運動にかかわっている。まず、我が党の調査では、このチラシにある広告の本を出している会社はライン出版社、この謀略の本を解散前後に5万部 に近い筋が買い上げられたのです、5万部。そして、買った側ですよ、本を買った側がこの本の宣伝を自分でするからと、それを条件にしているのです。これで本を買って利用するという側がまたピラが、広告という形をとったこの謀略ピラなのです。それから、 とこういう本を買った人が買った本の宣伝をするなんていう、常識では考えられないようなことが行われているのです。それから、もう1つは、

10月18日付の通達で、 の都道府県連合会、衆議院事務所などに、この本15冊が送られて、後半戦の理論武装の資料として位置づけて取り組みなさい、こういう趣旨の通達が出されている。

我が党はこうした事態を改善するために、6月19日、 に公開質問状を出し回答を求めましたが、返事がないまま全国的に最終盤このパンフレットがまかれたわけであり、小樽市内でも選挙戦の最終盤23日の未明から、銭函から塩谷までの各所でこのピラがまかれました。私たちが現認しているのは、続いて24日には手宮公園団地にまかれたということも見ています。これは公職選挙法違反だというふうに私は考えます。

そこで、とりあえずこの2種類を事前に選挙管理委員会にお届けしてありますが、これについて見解を伺いたい。検討した結果はどうであったか。公職選挙法第何条に抵触するかお答えいただきたい。また、その他法律に違反するとすれば、どういう法律の何条かお答えいただきたい。

選挙管理委員会委員長

幾つかのご質問があったようですが、出所不明ピラの見解ということで冒頭ございました。端的にお答えさせていただきたいと思います。

示されたピラといいますか、そういうものにつきましては一応目を通しました。しかし、その配布された状況その他、いろいろ客観的な状況につきましては私ども承知していないわけでございますので、端的にそのピラだけを見ますと非常に違法性が高いというようなことを感じております。

ただ、選管といたしましては、そのピラが直ちに違法であるとか、あるいは調査するとかという権限は全くないわけございまして、道の方にもお伺いいたしましたところ、全く私今申し上げましたように同じような見解の回答がございました。こういうことでございます。

それから、出版社名のある話がございましたけれども、一般的に外形的に著述の広告と、そういう形をとっていても、実際的には選挙運動のために使用されていると思われるものにつきましては、諸般の事情を総合的に判断しなければならないものでございますけれども、法の第146条、つまり文書・図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限、これに抵触するおそれがあると思っております。

北野委員

結局、本の広告の形をとって、立候補している政党や団体を誹謗中傷するというのは、これは第146条に抵触するおそれがある。それから、出所不明のこういうのは何条に違反するのですか。

選挙管理委員会事務局長

ただいまのピラの出所不明というんですか、私たちも見せていただきましたけれども、発行者が何も書いていないということでございますので、仮にこれが政党その他の政治団体が公示日以降に配布をしたということになりますと、公選法第201条の5の規定に抵触するおそれがあるだろうというふうには考えます。

北野委員

断定はしないけれどもね、そういうおそれがあるとか疑いがあるとか、道選管もそういう同じ見解だということですね。

それで、こういう選挙法に違反したというふうになればですね、罰則はそれぞれどうなってますか、公職選挙法では。

選挙管理委員会事務局長

仮に違反だという判断を司法当局とした場合には、第146条の禁止を免れる行為の制限に違反したということでお答えをいたしますと、第243条第1項第5号の規定によりまして2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金ということになってございます。

それから、後段の第201条の5のいわゆる総選挙における政治活動の規制に関する規定に違反した場合につきましては、法第252条の3第1項の規定によりまして100万円以下の罰金に処するということになってございます。

北野委員

我が党は、選挙戦は有権者に公約を示して有権者の判断を仰ぐと。そういう各政党あるいは政治団体の政策・公約を有権者に知らしめて判断を仰ぐという点は、これは国民主権あるいは議会制民主主義の基本的な問題ですから、そういうことを選挙戦では正々堂々とやるべきだという見解であります。

同時にですね、出所不明、誰がまいたかわからない。ピラそのものも違反の疑いがあるようなですね。私たちはこれは明確に選挙法違反だと思のですが、そういうものをまいてですね、有権者に対する一定の影響を与えるということは、これはフェアでないというふうに思いますので、こういう謀略的なやり方については、日本共産党としては今後断固たる措置をとっていきたいということを表明しておきます。

北野委員

土地開発公社の事業資金横領に係る管理監督責任について

ただいま総務部長から元企画部職員による土地開発公社の事業資金横領に係る管理監督責任として、関係職員の処分及び措置に関して説明がありましたが、それに関連して質問いたします。

1つは、新谷昌明前市長に対しては何もないのですか。本人からは何の申し出もないのかということです。

山田市長は8月分の10分の1減給、これは第2回定例会の最終日に条例改正が出されるとのことですが、小坂助役は7月分の給料の10分の1減給、これは辞退という形をとる。

私は今議会の一般質問でも質問しましたが、市長、助役は当時土地開発公社の平の理事ですね。当時この2人よりも責任の重かった新谷前市長、また当時の助役、それから直接土地公社を担当した2人の企画部長、こういう人たちの処分は問われないのかということを描したわけです。この点はさっき話があったとおりなのですが、私が指摘したいのは、新谷前市長のことを言いましたが、こういう処分が出てですね、当時の最高責任者であった新谷前市長が何もないということは市民に納得を得られる問題ではないというふうに思うんです。

前市長は、公約にもなかった、また総合計画にもなかったマイカル誘致を突然強引に押し進めて巨額の税金を投入すると、こういう市政のあり方が市職員の綱紀の緩みを生んだ。

この責任は極めて重大だと思えます。加えて、土地公社の理事長と直接の担当部長2人は部下の不正を見抜けなかった。一体何の仕事をしていたのかと疑いたくなる。その管理監督責任を最終的に負わなければならない新谷前市長の処分あるいは責任、こういうことについては市長はじめ関係理事者はどういう行動を起こされたのか、今後どうするのか、具体的にお答えください。

市長

当時の前市長含めてですね、既に退職された職員の方もいらっしゃいますので、そういった方々に対する処分というのはなかなか現状の中では難しいだろうと思えます。それで、前市長につきましてはですね、ご本人からも連絡がございまして、それ相応の当然責任を感じておりまして、当時の給料について、具体的にまだ額は言ってませんが、相当分の返還をしたいと、こういう申し出が現在ありますので、内部で少し検討したいと考えています。

北野委員

ドリーム・ビーチの不祥事の問題も、それから今回の土地開発公社の不祥事も、新谷前市長の時代なのです。そういう申し出があったということは今初めて伺いました。これを受けて、議会にもそれが具体化された場合は報告するというふうに理解してよろしいですね。

市長

議会には当然報告したいと思えます。

北野委員

今定例会の本会議の質問で説明ありましたが、その後、関係団体の監査の進捗状況、それから新たにとられた対策あればお答えください。

総務部長

前回の議会でもお答えしておりますけれども、実際に対象団体としましては今91団体あります。当面ですね、各部にわたる主な団体ということで22団体を抽出しまして、実際に5月中に行って、一通りのまず水準だったとは思いました。そういう中で、いろいろ見ていく中で、やはり是正しなければならないことだとかいろいろ点が出てきたので、そういう中の団体ごとの問題点については今まとめておりますけれども、これから91団体すべてを行うという予定でありますので、今後その団体を含めてやった段階で、今後の対策といたしますが、そういうものを含めて早急を実施していきたいというふうに思っております。

北野委員

当然それらも引き続き議会に報告されるというふうに理解します。

北野委員

ごみ焼却施設について

それから、ごみ処理場の広域連合のことだけちょっと伺っておきますが、一般質問でも本会議でお聞きしたわけですが、広域連合でなければ焼却場の補助がつかないということは本当なのですか。

環境部長

広域処理をしなければ補助対象の採択の要件にならないということではありますけれども、その事業体が広域連合でなければということではございません。

北野委員

環境部長に尋ねますが、広域でなければ補助の対象にならないというのは、いつの時点でそういうお達しがあったのですか。

環境部長

具体的には、北海道が平成9年12月にごみの広域処理の計画というのを国の指導のもとでつくりました。その取り扱いによって、そういう対応になっているということであります。

北野委員

北海道が、広域で対応しなさいということで北海道を幾つかに分けましたよね。後志は2つに分けられた。これは法律的な根拠はあるのですか。例えば、小樽市は当初桃内の処分場の一角に焼却施設をつくるという単独の計画を持ってましたよね。だから、その単独の計画を推進するということになれば、補助の対象にならないというふうに言い出したのが平成9年12月だった。根拠は何ですか。法律上、何という根拠をつけて言っているのですか。それだけお知らせください。

環境部長

法律的な根拠は確かなかったというふうに理解しております。ただ、確か平成9年1月に、国が閣議決定かなんかでダイオキシン対策の基本方針みたいな新ガイドラインというのを決めました。これは閣議決定事項ですけれども、その中で、ごみ処理については全連続運転炉で、なおかつ広域処理をするというふうなことになって、そのことに基づいて都道府県はそれぞれの都道府県単位で広域処理の計画をつくり、関係市町村を都道府県が指導すると、そういうふうな形の中での処理で、現在は先ほどお答えしたような経過になってございます。

北野委員

だから北海道はですね、法律的な根拠も何もなくて、地方分権の時代にそれぞれの自治体の自主性を規制するようなどんでもないことをやっているわけですからね。だから、市長は広域で対応するという事は明確にして、場所についてもですね、この次の厚生常任委員会で詳しく説明するみたいですが、しかし、我が党としてはですね、一般質問で指摘しましたようなさまざまな問題点がありますから、そういうことも念頭に置いて検討していただきたいということだけを要求しておきます。

西脇委員

マリンウェーブ小樽について

今議会で報告がありましたマリンウェーブ小樽に関連して質問いたします。

決算によりますと、長期債務が今年度11年度でゼロになる。純利益は269万ということなのですが、これは当初のマスタープランから見ますと、かなり経営状態がいいといえますかね、状況になっています。

それでお尋ねしますが、これは代表質問でも関連して質問しておりますからお答えいただきたいのですが、来年度から長期の借入金もなくなるということになると、11年度並みに経営が進めば約2,000万ぐらいの純利益が上がるだろう。その場合、配当ということが可能になるのではないかなと思います。この点についてどうい

う見通しなのか、まずお聞かせいただきたい。

港政課長

マリンウェーブの決算に関してでございますけれども、確かに収支計画の予定より早目に累積赤字が解消され、本年度、累積分も含めてプラスに転じたということでございます。しかしながら、今ご指摘がありましたような配当云々という部分につきましては、もう少し状況を見て検討すべきという考え方で承っております。

西脇委員

収支計画書が平成元年につくられているわけですが、10年度で計画そのものがなくなってですね、11年度からは計画そのものがない。それで、この収支計画についてどうするんだということをこれまで質問してまいりましたが、収支計画書はつぐらないでこのまま進めるのですか。

港政課長

平成4年度におきまして、平成10年までの当初計画に対する修正計画を策定してございます。ただその後、10年度以降については策定されておりませんので、この点についてもマリンウェーブの方と協議して、今後つくっていくものなのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

西脇委員

少なくとも市が51%出資した第三セクターですよ。それが毎年毎年、一応決算時期には翌年度の事業計画というのは出していますけれどもね。しかし、これは目標といいますが、事業の全体の運営について何ら方向性もなしに単年度単年度でやってきたということにはならないと思います。第三セクターでは唯一成功しているという部類のものですからね。しかし、巨額の税金を投入して施設をつくっているということからしても、順当な経営実態であればそれなりの回収ということを考えるのは当然だと思います。つぐらない方がおかしい。この点再度お答えください。

港湾部長

ただいま港政課長の方からもお答えいたしましたけれども、今言われるように確かにそういった計画はつくっていかねばならないものと思っております。平成4年にも一度つぐられまして、今修正をしているわけですが、今後につきましても、先ほどお答えしたように、ちょっとマリンウェーブの方とも相談しながらですね、どういった方法でつくっていくのが理想なのかという部分も含めまして、検討してまいりたいと思います。

西脇委員

マリンウェーブと相談するというのも結構なんですけれども、社長は市長なので、市長はどういう考えですか。

市長

マリンウェーブができてちょうど10年になりましたので、1つはたまたま経営状況も黒字に転換したと、こういう状況でございますので、これからやはり今後の運営と申しますか、そんなことも含めましてですね、そういった収支計画書と申しますか、作成していきたいと思っておりますし、やはり黒字に当たれば、これから当然配当なども念頭に置いて対応していかなければならないと、こう思っております。

西脇委員

全国どこでもそうですけれども、第三セクターというのは赤字になったときには自治体が持ち出す、黒字になったら民間に利益を吸い上げられるというのが、大体どこでもそういう仕組みになっているんですね。これはもう市民感情としても許されないことですから、適切な運営をしていただきたいということです。

それで、若干内部に立ち入って伺いますけれども、11年度は前年に比べて修繕費が95%伸びている。これはどういうことなのですか。

港政課長

修繕費の金額についてでございますけれども、詳しく内容についてはまだマリンウェーブの方に確認はしてございません。ただ、施設そのものも10年を経過してくることにより、いろいろ手直しをし良好な状態で施設管理をしていくというようなことで、経費がかかってきているという部分については通常のお話の中でマリンウェーブから伺っております。

また、詳細についてはマリンウェーブの方から伺ってご報告させていただきたいと思っております。

西脇委員

それから、交際費も36%もふえている。これは後でお答えさせていただきたいと思っておりますが、前にも質問しているのですが、ヤマハからの出向者が2名派遣されていますね。それで、これはまあスタート時点ですとね、指導だとか援助というのはそれなりに必要かなと思うんですが、もう10年を経過しているわけです。それなのにヤマハからまだ2名出向されている。しかもその出向経費が年間1,500万円、給料の一部として支払われる。2人で1,500万も給料の一部として支払われる。本当に今に至ってもヤマハの指導、援助を受けなければならないということはないと思うんです。この点についてどうお考えですか。

市長

今ご指摘のようにヤマハの方から2名出向しております、設立当初から一応経営指導と申しますが、いろんな面で指導を受けるということで来ていただいておりますけれども、先ほど言いましたように一応10年を経過して、経営状況も累積を消したという状況の中でこれからどうなるかわかりませんが、一定程度の役割は終えたのかなという感じがしますので、今後、来年度に向けましてそういった体制も含めて内部で検討させてもらいたい、こう思っております。できればプロパー職員で対応できればいいと思っておりますけれども、プロパー職員の状況も見ながら対応したいと思います。

西脇委員

出向についての契約書第9条では1年ごとの契約ということになってますから、当然そういう機会に見直すのなら見直すと。それだけでも1,500万、そのかわりに誰かまた交代して任務を受け持たなければならない人が出ますから、丸々その分が浮くなんていうことではないと思っておりますけれども、もっといい状況にできるのではないかと、こうふうに考えますので、ぜひそうしてもらいたいと思っております。

西脇委員

商店いきいき資金について

あとは、これも代表質問の関連なのですが、経済部に伺いたいと思っております。

例のいきいき資金の関係について、報告によりますと、もう3カ月経過して27件の問い合わせがあった。しかし利用はまだゼロなんだということなのですが、景気が回復して、こうした資金の利用が必要ないという状況ではないにもかかわらず利用がされないということは、どういうふうに考えているのか、まずお聞かせください。

中小企業センター所長

商店いきいき資金については、電話相談を含めて現在27件ほどの相談がございました。融資に至っているというか、いきいき資金でないほかの融資に至っているケースもございますけれども、いきいき資金は今のところゼロの状況でございます。

相談ケースの中身を見て考えますと、財務状況から融資することが困難なものや、また、金融機関での相談・審査中のものもございまして、市長から答弁いたしましたとおり、景気の先行き不透明なことへの懸念からなかなか融資の申請に至っていない。こういうふうにご覧いただけます。

西脇委員

これまでも指摘しておりますように、若干その保証料を補助するとか利息を下げるとか、そういう措置よりも銀行側に最終的な決定権を与えるということが障害になっているということは明白なんですよ。ですから皆さんがよか

れとしているんな制度をつくり、1億5,300万の予算を組むというそういう熱意はわかるのですが、実際として役に立っていないわけですから、もっと実情に合ったものに。直貸しという言葉が大嫌いなようですから、表現は別にしましてね、実態に合ったものにやはり改善すべきだと。この点どうですか。

経済部長

今、中小企業センター所長からお答えいたしましたように、実績は確かに伴ってきておりません。それにはそれなりの今の先行き不透明感というのがあって利用されていないのは、まずそのとおりだろうというふうに思っています。今委員からご指摘ありましたように、制度の内容と申しますか、そういうものについてもう少し検討をということでございますけれども、先般お話ありましたような銀行に決定権を持たせないで、市の方が直接的に融資の決定をして銀行に預けて融資する仕組みということのお話でございますけれども、やはりそういうふうになりますと直貸しに極めて近い状態になってまいりますので、そうなったときにやはり不良債権の回収というものも念頭に置きながら考えていかざるを得ないというふうに思いますので、今直ちにこれをそういうふうな形にしていくのかどうかということについては明言はできませんけれども、もう少し、融資の申し込みと申しますか、その辺を見せていただきまして、その中でどういう形にするのがいいのか、その辺のところについてはある程度考えていかなければならないのかなというふうに思います。

西脇委員

本当に実際に利用されるものにすべきだということで、頑張ってくださいと思います。

西脇委員

洞爺山水ホテルについて

次は山水ホテルの関係で伺いますが、長い間、旧朝里温泉センター跡地については繰り返し繰り返し質問しなければならないような状態が続いていて、山水が買い取ってくれるということでほっとしたところだったと思うんですけども、何か市長が喜んで報告していたのが、またそれがですね、個人でなかったらだめだとか、今度はまた有珠山の関係で向こうも含めた経営を一括してやるための融資を受けるのでということで、わざわざ出した案件を引っ込めると。言ってみれば、ぶざまな状態なんですけどね。結局どうなる見通しなのですか。

経済部次長

まず、山水ホテルの件でございますが、ただいまご指摘ございましたように、一度議会の方にご提案をさせていただきましたが、撤回という形になりました点で非常にご迷惑をおかけしましたことについてはおわびを申し上げます。

ただいまご質問ございましたように、今現在その議案を撤回させていただきまして、それに至る経過につきましては各会派の皆様にも一応ご報告させていただいておりまして、曲げてご了解をいただいて撤回をさせていただいておりますけれども、その後、一度私も経済部といたしまして、先方の洞爺山水ホテルの経営者と再度会いまして、一応今後の見通しについて先方の意向を確認してございます。

先方といたしましては、今回いろいろそういった金融機関との手続的な問題等で若干行き違いがありましてこういうような形になりましたけれども、先方としてはまだあの場所に進出をしたいという希望は持っておりまして、前回ご説明いたしましたように、今そういった金融機関に出す書類等の計画書と申しますか、そういったものを今つくっておるということでございますので、私もとしましては、そういった先方の意向をくんで、今のところそういった事務的な作業と申しますか、金融機関との手続の推移について見守っているというところでございます。

西脇委員

山水ホテルには金貸さないけれども田中個人には金貸すと。それで、今度は向こうと一体だから今度は山水そのものに融資をするということのようなんですけれども。何か話がですね、ここまで来ると信用できないなというふうに考えざるを得ないのですよね。

なぜこんな状態になったのか、有珠山がおさまりつつあるということなのでしょうけれども、余りにもくるくるくる短時間の間に変わるということでは、本当に山水ホテルがその能力があってやってるのかなというふうに考えざるを得ないわけです。

それで、一般の市民はですね、8月からよくなるんだねということで、まだそういう実態知りませんから聞かれるわけですね。いつごろをめどに山水側の約束というのか、履行されるというふうにお考えですか。

経済部次長

ただいまご指摘ございましたように、正直申し上げまして、今回有珠山の噴火ということが契機になりましてこういった状況に追い込まれたということもございまして、一方ではそういう避難生活をしているという、ある面では混乱した中でのこういった一つの進出計画ということで、大変申しわけございませんけれども、確かに先方の方も混乱したところがあったと思いますし、私ども事務的な方としまして、先方がとにかく早急に進出したいというお話が前段でございましたものですから、それに一定程度合わせた形での作業を進めたという中で、結果的にこういったような事態を招くような部分があったのかなということで反省もいたしております。

それで、今基本的に私どもが先方の金融機関と改めましてそういった今回こういうふうな経過もございましたので確認しているところによりますと、まず、今回有珠山の方がある程度鎮静化の傾向にあるということで、やはりそういった面では、現在営業を停止してございます洞爺山水ホテルの再建計画、こういったものをまずきちっと立てていただきたいというのが1つございまして。それにプラスアルファとしまして今回小樽に進出するのであれば、小樽のそういう計画も一本で示せと、こういうお話でございまして。今私どもが聞いているところでは、確かに当初洞爺山水ホテル、それから個人、それから現地法人ということでいろいろ二転三転した経過はございますが、今回こういった一連のことがありました後で金融機関にも確認したところでは、基本的に洞爺山水ホテルの分は洞爺山水ホテルという形で、小樽に進出する場合には現地法人を設立してそちらに貸すということが、前提になっているということで確認はしております。

西脇委員

であればなおさらですね、田中個人になら金貸すと言ったことを考えますと、何も有珠山が鎮静化しているからなんていうことと結びつける必要もないことなのですね。銀行側の事情というのがあるのでしょうかけれども、いずれにしてもですね、今度のこの件というのは市民に「また変なことになるんでないのか」という不安を植えつけているということは確かですから、もっと見通しを持って、確固たることが決まってから議会にもきちっと提案するのなら提案するというところでしてもらいたいと思います。この点は市長どうですか。

市長

今経済部次長からもお話し申し上げましたけれども、やはり融資関係あるいは再建計画、そういうものがしっかりできた段階で、改めてまた対応を研究させたいと思いますので、よろしく申し上げます。

西脇委員

終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

その前に、選管の委員長さん、お引き取りいただいて結構です。

渡部委員

まちづくり全般について

代表質問の、まちづくりから始まりまして、順序に基づいて進めて質問したいと思います。

最初に、まちづくり理念において大事なものは、何といたってもその自治体の首長の理念でありビジョンである。ま

た、ポリシーを持ったまちづくりというのがやはり大事であるということの質問をいたしました。

市長はこの理念に対してどう考えているのか。答えとして、歴史性から特性を生かしたまちづくり、それから高齢者が安心して暮らせる施策及び若者が生き生きと暮らせる施策づくり、それから道央圏の位置づけから対岸貿易の活発化、そして総合的に市民からの意見、提言をもらい、風格のある生き生きとした小樽をつくり上げていきたい。こういう答弁でありました。

地方分権という新しい行政の対応と実践が求められる時代に入りました。行政、市民が一丸となって取り組む姿勢をどう具体化していくのか。それから、新たな発想に立って、その街にふさわしい、そして小樽らしさ、さらには、将来につなげていけるまちづくりというものをどう考えていくのか。今大事な時期に入っていると思います。

このまちづくりの基本的な考え方、それから取り組みということについて、まず、どのように考えておられるか、そこからお聞きいたします。

企画部安達主幹

今、代表質問に関連して何点かお尋ねがあったわけでございますけれども、まちづくりそのものに向けての行政理念といいますのは、行政というものがまちづくりを進めていくためには、やはり市民の意見といったものを行政の中いかに反映していくかという点が肝要だと思います。そういった意味で、特に山田市長が就任されて以来、市民からの手紙、いわゆる市長への手紙といったものの実施を行い、そういったものに答えていくことによって、市民のニーズといいますか、そういったものを行政に願っているといったものを把握する。またさらには、それぞれの市内の市民団体あるいは町会長連絡会議などを通して市民のニーズを把握をしていく、そういったことを基本としながら行政のあり方といったものを模索しながら進めていく。こういったことが基本だろうと思います。

渡部委員

一口にまちづくりと言いましても、片方、行政はまちづくりのいわば大きな大綱として総合計画があります。しかし、総合計画だけではまちづくりというのは全体的に網羅できない。どうしても、やはり財政上の問題もある、ばらつきもそこに発生していく。それから、やはり市民、住民とのかかわりという、そういう面では、安心、生きがい、それから安らぎ、潤いという、そういった面が隅から隅まで行き届くということにはなりません。

ですから、当然その地域あるいは団体含めて、まちづくりでどう「まちおこし」をしていくのか、また連動性を持って小樽らしさ、それから小樽の活気につなげていく、このことはやはり重要な面であろうと思います。

にわかにならぬまちづくりの件で話をしなければならぬのか。ご承知のように、何か口を開くと、財政的に非常に厳しい。小樽のまちづくりにおける財政、総合計画含めてそうでありますけれども、やはり歴史的な面、体質的な面があって、相当、言葉の表現よくありませんけれども、総花的な面というはずっと続いている。なかなか網羅という中でも実際の一つ一つのものをやり遂げていくというのは非常に難しい。手厚くどうこうするという面でも、大きな事業がそこに存在するとやはりほかの面に手薄になるという、その面を全体的なまちづくりの中で生かしていく。やはりそういうところから活力を生み出していくという、これからの地方分権が実際手をかけていく中においては真剣に考えていく必要があるのではないかと。

お話がありました市民・住民運動とのかかわり、それから地域の資源とは何か、それから広域的な連携で新しいものをどうつくり出していくのかの意気込み、それから行政の先見性と意欲及び市民・住民の理解と実践、これはまちづくりにおいても基本的なものとなると思います。

そこで、全道市町村でそれぞれユニークなまちづくりがされております。主なものでどういったものがあるのか、どうそれを認識されているか。また、本市でのまちづくりについて、現状、率直な感想とあり方論についてお聞かせいただきたいと思っております。

企画部安達主幹

私の方からは、全道のいわゆるまちづくりの内容についてだけお答えいたしますけれども、これについては非常

に大きな質問でございます。先ほど前段で渡部委員おっしゃいましたような、今までとまた変わった視点での行政ということでございますけれども、行政そのものの基本はですね、やはり多面的、継続的な、行政本来が果たさなければならない役割といったものがございまして、やはりそれをまず基本にし、そして自立をしながらですね、その上で新たな行政の展開、新たな方法というものを市民の皆さん方のご意見を聞きながら進めていかなければならないと、こういうふうに考えております。また、そのためにはやはりまちづくり団体あるいはまた今回つくっております地場産業振興会議などで、そういった議論を今後どうするのか、いかに進めていくかというふうに思います。

また、全道の関係のいわゆるユニークなまちづくりでございますけれども、これにつきましては私もまだ十分勉強してはございませんけれども、例えば、一番多いのはやはり緑とか花いっぱい運動といったようなことを通して、その町のいわゆる景観あるいは風土づくりといったような、そういった特徴があるかと思えます。あるいはまた、公園だとかそういったものをつくるときに、そこを利用する子供たちのいろんな豊かな発想、柔軟な発想、そういったようなものを生かしていく。そういう構想を主体にしながら公園をつくっていくような、あるいはまた各地域においてですね、例えば陸別であれば「しばれフェスティバル」みたいなものですね、さまざまなその地域のフェスティバルといった、こういったようなものが主流になっているのではないかとこのように思います。

ただ、小樽市においても、これまでもいわゆるまちづくり景観協議会の設置だとか、あるいは生涯学習広場の開催あるいは国際交流のボランティアの登録制度など、他都市にもないさまざまないろいろな施策も講じておるわけでございますので、これにつきましては今後も各都市のいろいろなアイデアだとかそういったものを参考にしながら、当市におきましても新たな方策などに取り組んでいかなければならないのではないかと、このように思います。

渡部委員

この小樽で地域の資源は何かというと、運河それから歴史的建造物、その面が最初に挙げられるわけですね。そのほか、潜在的な資源というのをどのように見ていくのかといったことも出てきます。今主幹から答弁ありましたように、その町が非常に風が強い、風に難儀しているという、どうにもならないという。しかし、その風を利用して自然の風力発電をつくった。これは道内の中でも何力所もある。これらは潜在資源として活用しておりますし、しばれの話もありましたように、陸別がこのしばれを利用してしばれフェスティバルをやっているという、そういういろいろなアイデアを生かしていく。その中でも特筆すべきことは、たしか陸別ではみんなが参加している。そして、健康によくて、手軽で楽しめるというパークゴルフを陸別でこしらえて、3世代の一つの政策として、これらもあわせながらまちづくりに生かしていったという、全道的にはそういった面はたくさんあります。

この小樽でも、運河に対して付加価値をつけていく、そして通年観光の足がかりということも含めて「雪あかりの路」なんかでもそういうふうに進めていっている、そういう面が実はあるわけです。日常見逃し的な面、しかしこれから自主自立が求められる一つの地方自治体の中で、さらにユニーク性、その個性を生かしたまちづくりで街をPRしていく。そしてPRしていくのもさることながら、そこに住んでいる市民・住民がやはり楽しみを持つという、そういう次につなげていけるものをやはり考えていくべきでないのかなというふうに思います。

そういうことからしていきますと、海洋開発、これは非常に大きな問題ですし、研究なんかも必要なことでありますけれども、小樽は海洋に囲まれた街でありますから、親水性含めてもう少し海洋開発を利用するという。言葉はちょっと、海洋開発というとなかなか難しい面でありますけれども、海洋を利用したユニークさをそこに打ち出していく。それから、議論がありました手宮線の活用、これは市長答弁にもありましたように、やはり歴史性の中のまちづくりというそのものを活かしながら運動性をその街に持たせていく。活力をそこでまた編み出していくという点では、非常にこれからの小樽にとっても、まちづくりの項目の中に採用すべきことでないのかなというふうに思います。

ところで、その海洋利用という、あるいは親水性の利用という面と、それから手宮線の活用、長きにわたって議

論をしてきたわけですが、現状どのようになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

企画部安達主幹

私、先ほど地域の資源のところについては答弁漏れして申しわけございません。

海洋開発のことにつきましてはですね、これまでも、現在道が地下資源調査、現在地下地質研究所の方とさまざまな意見交換をしているわけですが、まず、現在の市の立場といたしましては、そういう築港地区を生かした海洋開発につきましては、道の地質研究所そのもののいわゆる研究機能の充実といったことにまず基本的に重点を置かましてですね、そして、近年出ております海洋深層水の部分の中央水試との共同研究なども要請等を行っておりますとともに、今後いわゆる海洋災害に対応する小型船舶の調査船の購入といったこともですね、地質研究所そのものが望んでいるということもございまして、こういったものにつきまして既に道に対しても働きかけをしているところでございます。

また、マリーナだとか、そういう一連のいわゆる通常市民やマリンスポーツ、マリトレジャーを好まれる方たちに対する対応につきましては、今後また港湾部の方で、港湾会社の方で、さまざまな動向を見ながら今後進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、海洋開発につきましては市独自でなかなかこれはできるものではないというふうに思っておりますので、関係機関とも今後協議をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

都市環境デザイン課長

旧手宮線の関係でございますけれども、現在、雪あかりのイベントを行っている区間についてJRと用地について協議を行っております。基本的には、いろいろ長年の期間の経過がございまして、JRとしてももうそろそろ一定の方向を出してほしいということでありまして、市の方としましては、大変厳しい財政の中で今すぐという部分でも大変厳しいというお話をしながら、今までの経過を踏まえて、ある程度小樽市の考え方、それからJRの考え方、この辺一定程度の線がまとまる方向になれば、今年度用地の処理について進めていかなければならないと、こんなふう考えております。

渡部委員

今2つお聞きしましたけれども、特に海洋開発についてはこれは今回の総合計画にものっておりますし、前のときにも総合計画にのっている。実際のっているだけで進んでいないんですね。研究というそのものの中で、あるいは道との関係がある。ですから、やはりただ単に研究、研究、あるいはどうしていったらいいのかということからしていったら生かせるものも生かせないということになっていくのではないかと。だから海洋開発なら海洋開発というものをしっかりと見つめながら、まちづくりならまちづくりとのかかわりにおいてなし得るものということについては手をかけていくべきでないのかなと、そういうふうに思っているんです。

そうでなければ、またずっとこう進んでいって、この今の21世紀プランが終わるころにはやっぱりできなかったというのではなく、小樽の場合は海洋に囲まれているという、そういう資源のあるところですから、もっと積極的にそれは取り組んでいくべきでないのかなというふうには私は思いますけれども、いかがなものでしょうか。

市長

今、海洋開発の絡みでのご質問ございましたけれども、確かにお話のように札幌になくて小樽にあるものは海ですよ。したがって、この海をどう活用するか、親水性をどう生かしたまちづくりを進めていくかと。これは本当に重要な課題であると思っておりますので、今後やはりまちづくりの観点で親水性とまちづくりをどう結びつけて進めていくか、この辺を少し内部で議論したいと思っております。その中でですね、一定の方向性、庁内ばかりではなくて市民団体皆さん方の意見も聞きながら、どういう利用の仕方があるのかですね、もうしばらく時間をいただいて研究をさせてもらいたい。その上でまたこの問題について取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

渡部委員

わかりました。

渡部委員

人材育成について

引き続き、人材育成であります。

まちづくりにばかりではありませんけれども、自治体職員の力が発揮されるという、そういう仕組み立て、環境をどうつくっていくのかというのは大事な問題であります。なぜかといいますと、市長がまちづくりの理念を発表する、それでしっかりとしたポリシーを持って進めていく。しかし、中間における職員が理解を示さない、あるいは市民にPRも何もできないということであつたら、そこでどうしてもすき間なり分断される要素はあります。

首長が一つのビジョンをそこにしっかりと打ち出されたならば、職員もそれをしっかりと受けとめて理解をしていく。そして市民に住民に、一緒になって取り組んでいくという、そういう姿勢を持っていくことによって、また新たな政策がそこに出されるであろうし、その地域においてもやはり取り組んでいけるのかなと、私はそのように見ておりますし、当然市の職員も市民であり住民であります。その面では、やはり人材育成というそのことには、いつの場合もそうですけれども、これから特に重要なことというふうに考えております。

人材育成に関して、市長答弁の中では、従来の枠組みを見直し、議論できる職場づくり、仕組みづくりが必要と、また議論の場に参加できる環境づくりを行っていくと、こう答えております。さらには、5月25日、人口問題庁内検討委員会を立ち上げた。その中に若手職員も入ってもらっているということの答弁でありますけれども、ちょっと人材の方は後でまた質問するとして、この関連についてお伺いいたします。

人口問題に係る検討委員会、協議会、庁舎内何々という点では以前から進めてきております。今改めて人口問題庁内検討委員会ということの設置について、その目的は何か。それから、以前から検討されてきておるわけですが、その現状と、今また立ち上げの関係というのはどういうことなのか、その点をまず知らせていただきたい。

それから、関連して、平成6年に若者対策についての施策を進めて今日に至っていると思います。その若者対策の実効性及び現状分析、また、新たな今の人口問題の検討委員会でこの若者対策における関連性というのをどのように考えておられるのか、お聞かせください。

企画部安達主幹

ちょっと資料持ってこなくて十分お答えできませんけれども、人口問題庁内検討委員につきましては、5月25日に各部の特に係長、係員という中で庁内の検討委員会を一応立ち上げまして、現在、大体その後3回から4回ですね、1週間に1回ぐらいのペースで検討してございます。

そして、この人口問題の庁内検討委員会につきましては、たしか平成5年に一度、当時の若手職員も含めて一度やりまして、そして、その後人口対策のさまざまな分野に分類しまして施策を検討してきたという経過がございます。ただ、実際にそういったさまざまな施策をしたわけでございますけれども、しかし現実的には、確かに社会減はとどまっておりますけれども、自然減について自然減の現象はとどまっていないという、こういった非常に厳しい状況があるわけでございますし、また、その後、小樽市において、特に築港ヤードの整備だとか、あるいは築港地域再開発事業の終了、あるいはまた観光客の動向、動きだとか、そういったようなさまざまな、あるいはまた経済の停滞の部分だとかですね、そういったさまざまなその後の社会的な変化といったものもございまして、今また新たな視点の中でですね、自由闊達な角度でこの人口増対策といったものをどのように考えていったらいいのか、あるいは人口の構成のあり方はどうなるのか、そういったものを自然動態と社会動態の部会に分けて現在議論をしているところでございます。

それから、若者対策、若年層のいわゆる定着事業につきましては、今ちょっと資料を出して説明したい。

企画部長

全体的な話としてですね、改めて人口問題について立ち上げた目的といいますか、これにつきましては、先ほど

も話ありましたように平成5年度に、やはり小樽の人口減がとまらないというようなことから、全体的にどのような事業を立ち上げてどういうふうにしていったらいいのかということで検討した経過がございます。

これも今社会動態の変化、いろんな変化の中で、果たしてそのとき立ち上げたものが今の状況に合っているのかどうか、こういう検証もしてみるべきだろうというようなこと。もう1つは、相変わらず残念ながら人口減少はとまらないと、こういうふうな状況もありまして、特にこれについては横断的ですね、お互いにその人口減少というのはどういうような部分で起きているか、あるいはその原因は何なのかということをややはり職員自体が横断的に知っていく必要があるだろうということも実はありまして、今言いましたように係長あるいは係員の中でですね、現在22名お願いしておりますけれども、各部にわたって検討し、週1回の割合で積極的に内容について検討していると、こういうような状況でございます。

企画部濱谷主幹

若年者の定住促進関係の先ほどお話ございましたが、これにつきましては、平成6年度から若年者定住ということで、例えばですね、住宅関係では小樽市共同住宅建設資金貸付事業というようなこととか、あるいは市営住宅の入居の基準の緩和だとか、あとは特定優良賃貸住宅の供給推進事業というような形で、若年者が定着するような方策を事業として進めてまいってるところでございます。

渡部委員

人口問題にかかわる面は、今部長からお話あったように、これは取り組んでいくのに大事な問題です。たしか今年は国勢調査の年でもありましたし、やはり時代の流れの中で、あるいは地方分権を含めて新しい動きの中ですから、これは大事な問題です。

今まで人口問題とか、あるいは違う関連する面で取り組んできてますけれども、その結果はどうなったのか。あるいは全体的に承知しているのかということまではなかなかやはり疑問を持たざるを得ないという、そういう面がありました。今回しっかりと取り組んで、全体的に人口問題をどうしていくのかということにつなげていただきたいというふうに思います。

それから、若者対策の中での事業というのはたくさんあるんです。取り組んできたのは、総合計画含めて事あるたびに質疑をしてきてますから、内容的には承知しております。問題は、その実効性についてはいかがなのですかと。それから現状に立ったときにどう分析されるでしょうかということを知っているのであって、何々取り組んできました、何しました、ああしましたというのはもう十分承知しておりますから、実効性を含めてその点だけもう一度お聞かせください。

企画部濱谷主幹

若者定着につきましては、結果としましては、先ほど安達主幹の方からお話ありましたが、やはり流出に歯どめがかかってないという現状でございますけれども、個々の事業についてどういう評価をしていくかというのはなかなか難しい面があるのですけれども、現在、第2次実施計画の策定に向けまして、これまでのいろんな事業のですね、例えば、若者の定住対策についての事業等について検証を行って、そしてそれがどう成果を上げているかということを見ながらですね、今度の第2次実施計画を今後どのような形で進めていったらいいのかというようなことで反映させていきたいということで、今までのこういう事業がどういうふうな成果を上げているのかということとはなかなか数字にあらわして出すのは難しいのではないかなというようなことで考えております。

渡部委員

総合計画とはまた別の取り組みで、施策なんですね。大事な問題だと思う。若者が小樽にとどまることによって、やはりいろんな購買力含めて、それからお嫁さんも小樽でということになると少子化に対する取り組み、そのためには住む環境も整えよう。平成6年から取り組んできているのですから、一定の実効性と一定の分析をする。そうしますと、例えば今までここまで手を尽くしてきたけれども、商大生含めて短大生含めてとか、小樽に通って

るんだから、そういう人方のための住宅を考えようやと。そのことによって購買力もまた高まっていくではないか、小樽に住みつくではないかとか。いろんな面というのは、僕は次の段階、次の段階ということであるのではないかなと。

ただ人口問題だけということになりますと範囲が非常に大きい。だから、人口問題は人口問題として検討していきながら、その中でなおかつ若者対策、少子高齢化対策といったものを施策的にどう織り込んでいくのか。こういうことをしていかなければ、なかなかやはりかみ合わないのではないのかなという。だから、その実効性と今現状を見ていったときの分析というのをどのように持っているのか。では次にこういう面まで考えていこうという、そのことなんです。ひとつこれから考えてください。

今、人口問題にかかわるいわば庁内の検討会議等々ということでお話ありました。今までどちらかという、ちょっと皮肉ではありませんけれども、何か大事な問題とかそういうものが出ますと、直ちに庁内検討会議を持ちましてだとか、あるいは今検討会議で検討している最中ですよ。しかし、その結果というのはほとんど知らされないまま、何か委員会の質問に対して薄めていくような、そういった感も実はなきにしもあらずでありました。これから取り組んでいくその庁内の検討会議あるいはいろんな面の会議の取り扱いという面については、もっとしっかりとして、そして結末などもここまで結論になったというような検討会議にしていきたいと考えます。

ところで、現状庁内の検討会議と言われるものについてはどういうものがあるのか。どういう検討をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

企画部安達主幹

特に今年になってからもまた幾つかのもの出ておりますが、まだちょっと全庁的な調査、今私の方でまだ全体的に把握してございませんので、後ほど報告したと思います。

渡部委員

後で知らせてください。

さっき言いましたように、委員会で何かの話をする、庁内の検討会議で今検討している最中ですよということですね、ほとんどそれがどういうものがあるのか全くわからないで、そのときにぽっと出てくるという面もありますので、掌握して知らせていただきたいと思います。

先ほど中間で人材育成に係る面でのお話をしました。また改めてということになりますと、くどいというふうになるかも知れません。ただ、行政から見ると人材というのと、市民・住民から見ると人材、そういう面もある。ただ単に一つの観念的な要素ではなく、やはり市職員として地域にも貢献していくという、あるいは適切なお手伝いもしていく。そのことによって市長の理念なりビジョンを伝え、そして一つ一つその地域において活力を見出していく、また全体的なものにしていくということが大事であろうというふうに思います。

改めてお聞きしますが、目的意識をしっかりと持って取り組んでいけば、市民含めて自分たちの街のために何が出来るかの語らいと方向性というやつは生まれてくるものだろうというふうに確信いたします。職員の人材活用と育成について、改めて基本的な考え方についてお聞かせください。

総務部長

やはりいろんな行政だとか事務事業を進める中で、職員のそういう専門的な知識だとか経験、体験、やはり一番の基礎になりますし、職員にとっても大きな財産になるわけでありまして、そういう意味から、その人材の養成というものはこれから大事なことだと思います。

特に代表質問にも答弁申し上げました例の地方分権が進んでまいりますと、市としてやはり自主決定、自主判断といいますが、そういうものを行った上での直接住民に対する行政というものが進んでいくわけでありまして、それに伴ってやはり住民からも市民からも専門的ないろんな要望・要請だとか、そういう意見も出てくるわけでありまして、それに対する市の職員そのものもそういう要望に対する答えだとかに応じていかなければならない時代が

来ているわけでありますから、そういう面では、やはり市職員が率先してそういう知識を得ていくような組織づくりだとか、そういう研修の場とか、そういうものはやはりこれから必要だと思っております。

そういう中で、当然人材誘致というか、人材育成も含めながら、そういう中で市職員の資質向上というか、そういうものに努力していきたいと、こういうふうに思ってます。

渡部委員

終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後3時00分

委員長

会議を再開し、休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

なお、公明党の質問順番であります。休憩中に開かれた理事会において公明党より順序の変更の申し出がありましたので、これよりは市民クラブ、自民党、公明党の順で行います。

大島委員

土地開発公社の事業資金横領に関する処分について

代表質問の中から何点かお尋ねいたします。代表質問が終わりましたが、ちょっと期間があきまして、ちょっと間延びをした感がぬぐいきれませんが、何点か質問させていただきます。

ただいま総務部長より報告がございました土地開発公社に関しての処分でございますが、合計11名の処分が発表されております。この中でお尋ねいたしますけれども、理事ということで元土地開発公社理事2名が文書嚴重注意ということで処置されておりますけれども、この土地開発公社には理事は何名おられるのか、そしてまた、この理事は市の関係者以外にもいるのかどうなのか、もしもいるとすれば、どういう役職の方なのか、これをまずお聞きいたします。

企画部安達主幹

理事は、理事長が1名、そのほかに理事が8名、監事が2名という形になっております。そして、監事のうちの1名は民間から任命をしておる監事でございます。理事長は助役でございます。理事につきましては総務部長、企画部長、財政部長、経済部長、土木部長、建築都市部長、港湾部長、企画部次長でございます。監事につきましては収入役のほか、民間の方からも任命してございます。

大島委員

この理事の業務内容というのはどういう内容ですか。

企画部安達主幹

理事につきましては、定款の変更だとか、予算や事業計画の審議、それから決算のこと、あるいはその他規定により理事会の権限に属すること、こういったようなことで、土地開発公社のあらゆる方面についての審議を行っているところでございます。

大島委員

そうしますと、土地開発公社の職員の不祥事に対しては、今、理事長さんが開発公社の全般にわたって責任があるんだということでした。しかし、今お聞きした中での理事には各部の部長さんがそれぞれ充て職というのかどうか分かりませんが、理事に就任しているわけですね。言葉は悪いけれども、この方々もみんな何もしていな

かったということになるかと思えます。その結果、代表質問でも申しましたけれども、大変な額、そしてまた今日報告されたように多くの職員が処分されております。

先ほどのご報告にもありますように、この処分というのは、代表質問でも申しましたけれども、処分というのはただ単に今の問題だけではなくて、在職中はもちろんのこと、やめてから年金にまで、終生響くことなんです。これは職員にとってみれば大変なことなんです。私の計算では数百万になる職員がいるのではないかと。私の計算ですよ。300万に達する影響額があるのではなからうかという職員もおります。

ただ、これを見ますと、減給10分の1・3カ月、戒告とかございます。そうすると死ぬまで影響があるんですよ、この処分というのは。代表質問でもいただきました平成7年からの処分者、この方々も同じでございます。

土地開発公社に関係しましてお尋ねいたしますが、理事長印、銀行印ですね、通帳関係、預金証書の管理、会計帳簿の作成及び記帳はどのように行われていたのか、まずお聞かせください。

企画部安達主幹

これにつきましては前回の議会の中でもお話ししてございますけれども、まず公印の保守管理につきましては、事故当時につきましては、本来、公印の管理規程にのっとりまして事務局長が本来は保管管理をしておかなければならない、こういった状況でありながら、実際それが担当の係員が自由に持ち出せるような状況の中で企画部内にある土地開発公社の金庫の中に保管をされていたという、こういった状況でございます。それから、預金通帳の管理、証書の管理につきましても、また同じくその金庫の中で保管されていた。したがって、担当者が自由に公印を持ち出したり、あるいは預金通帳を持ち出すことができた、こういった状況にあったというふうに私どもとしては調査してございます。それから、経理関係の部分につきましても、その担当の職員が作成したものを、十分なチェックもしない状況の中で、出金伝票なりそういったものとの確認がなされないまま行われていたと、このように認識しております。

大島委員

支出証書類、会計伝票の作成あるいは支出証書及び会計伝票の決裁手続、これらについてはどのようになっているのですか。

企画部安達主幹

現在、平成7年度、8年度のいわゆる帳簿関係類あるいは決算関連のものが一切その本人によって破棄されているということから十分な確認ができませんですけれども、当時につきましてはとにかくその本人が作成をし、上げていたものについてはチェックをする。しかし、それが事実上の支出行為とは全く異なったものだったと、こういったような状況がわかっております。

大島委員

預金引きおろし後の記帳の記載なり、これらの確認はどのようにしていたのか聞かせてください。

企画部主幹

本来ですね、月例報告といいますが、そういったことの中で毎月末のいわゆる銀行からの預金残高証明、そういったものをとりまして、それに基づきながら預金通帳との確認をしなければならないということでしたが、当時は一切の月例報告が行われていなかった。さらにはまた、上司による預金通帳のチェックは一切行われていなかった。

大島委員

また、開発公社の基本財産の管理についてもですね、特に意識はあったのかどうなのか。今おっしゃいました月例報告も本来ならやるべきことがなされていなかった。決算に関する財務諸表の作成及び現金預金の管理は、預金の確認もこれも行われていなかった。事業年度終了後の監事の審査はどのように行っていたのか。これは先ほどの説明の中で、監事は外部の方、民間の方という報告がございましたけれども、どのように行っていたのか。

企画部安達主幹

これもいろいろ私もお話聞いたのでございますけれども、やはり帳票類の現金預金の部分、それからそのときにとった最終的な残高証明、こういったものの照合だけが行われていてですね、實際上、その間の金銭の動きというものが一切チェックをされていない。あるいはまた前年度との突き合わせも一切行われていないということで、こうした事態を見逃すことになったのではないかというふうに思います。

大島委員

全く業務がなされていなかったためにですね、それぞれの役目を果たしていなかったために、裁判のときの本人の供述、新聞で見る限りですけども、あのようになっているわけですね。

過去の年度にわたって財務関係の書類内容確認を行っていなかったわけですね。この点について。

企画部安達主幹

少なくとも私どもといたしましては、今回のドリームビーチの事件が発覚したことに伴って、過去の帳票類のチェックをそれ以前からもさきさかのぼってやってございますが、今回のこの事故のものにつきましては、やはり担当者の中に一たん決算が終わっているといった、そういった安心感があったことが今度のこういったことでの事件の判明が遅れたと、こういった原因であったのではなからうかと、このように考えております。

大島委員

組織ぐるみでそれぞれが役目がしていなかったと、そのように私は感じているんです。

例えば、前段で申しましたように、文書による厳重注意、これは理事がそれぞれの部長さん5名ですよ。業務内容を聞きましたら、業務の把握を全部してないとだめなんだと。市の幹部の皆さんですよ。

企画部長にお尋ねいたしますが、企画部長はこの問題が発覚してからどのような対応をしたのか、お聞かせください。

企画部長

今もるやりとりがありました、その当時の状況も含めてですね、残念なことがこういう結果になったんだということでございまして、私が当時平成9年度に公社理事という形で就任しておりまして、私もこの中でやはり今おっしゃったような決算の数値といいますか、前年度決算とそれからその繰越関係の分と数値、チェックを十分していなかったと、こういうこともございまして、いろんな意味で責任を感じております。

それから今回話があった中で、これはやはり早くに原因あるいはその状況をつかんでそして早くの処理をすべきであると、こういうことで指示をいたしまして、今回こういう形で、前回の議会そして今回の議会においてその始末というんですか、処理についていろいろと手を尽くしてやってきたというふうなことでございます。

大島委員

この処分を見ますと、平成9年度の経済部長ですか、そのときの理事としての責任を問われる、責任といいますか、そのための注意だと。しかし、本来なら先ほど管理課長がおっしゃったように、理事であれば業務内容を全部把握していなければならなかったと。それを全くしていなかった。結果的には、企画部長さんになってから旧職員に対して私が今質問をした23項目にわたるアンケートを出させたのではないですか。今私の方で質問しました内容について、これは本来理事であれば把握していなければならなかったことだったのであるのではないのですか。

それを企画部長になってから、当時の職員に対してアンケートを出しなさいということで、今の内容のものももう一つ正確ではございませんけれども、1から23項目まで、期日を決めて提出しなさいと職員に出したのではなかったのですか。

企画部長

理事はいろんな意味で公社の状況というのは確認あるいは承知しているという必要性がもちろんあるわけですけども、ひとつには、土地開発公社の事業の運営の仕方ということでは、基本的には定款の中あるいは運営規程の

中にいろいろと記載をされておりまして、その当時の決裁状況というのは何かといいますと、基本的には事務的な流れの決裁といいますか専決といいますか、こういうものがあるわけで、その部分まで理事がですね、例えば極端な話、いつどういう形でお金を払ってどういうふうにしたかというのは、そこまでは理事はチェックをしてないというのが実態でございます。

理事の方の役割、先ほど言いました役員会の仕事、業務といいますか、それは先ほど主幹の方から話ありました、例えば事業計画だとか、あるいは決算の数値だとか、こんなものについてですね、あるいは重大なあるいは重要な事柄について役員会で審議をすると、こういうような役割になっておりまして、普段の仕事の流れ等ですね、こういうようなものについてはある部分では専決規程の中で位置づけられているということでございまして、私どもとすればですね、役員会の中で、例えば決算の監事からの報告を受けて、それをある程度頭に置いて最終的には判断をすると、こういう流れで当時対応したというふうに記憶しております。

大島委員

まあ部長は大変答弁が上手ですけども、先ほどの主幹からの業務内容については、決算についても云々ございましたよね。今回は決算の繰越金を操作したのではなかったのですか。そしてまた、この9年度という年は彼はもう異動になっておりますよ。しかし、その決算の決算書をつくらせて、帳簿類を持っていくことを許可したわけでしょう、許したわけでしょう、当時、9年度。違いますか。

企画部安達主幹

理事会におきましての決算の認定のことでございますけれども、この当時においては、あくまでもその当該事業年度の決算書類といったものを前提に出している。そして、監事がこれについては審査をしましたという、そういった報告を前提にしながら、理事会の中ではその当該年度の事業内容のチェックと、こういったことにとどまっていたということでございますので、私の目から見ましても、やはりそういった意味でのそういった形での決算の審査であれば、今回のこの事故についてはいずれにしても見破ることというのは非常に難しかったのではないかなというふうに、私としては一応考えております。

それから財務諸表の持ち出しにつきましても、当時その担当者が変わったといったことがございまして、その前の帳簿、帳票類関係が十分整理できなかつたことで、新しい新任者が決算をすることができなかつた。そのためにどうしても前任者にその決算を頼まざるを得なかつたということからどうしてもその前任者の言うことをそのままのみにする、あるいは聞かざるを得ないという状況の中で、いわゆる関係財務諸表関連の追及ができない。不当に持ち出され破棄されてしまったと、こういったような状況ではなかつたかというふうに考えております。

大島委員

そうすると、人事異動があつて、今のようなケースというのは各現場で行われているのですか。今主幹が答弁になつたように、整理がされていなかったために前職員に帳票類を預けたり、あるいは決算書をつくってもらつたり、そういうことが恒常的に行われているのですか、どうなのですか。

企画部安達主幹

私は今事実の関係だけを申し添えたのでありまして、本来そういうことがあつてはならないというふうに思っております。やはり新任者にあつてもですね、就いた以上は過去にさかのぼつたそういった決算の業務についても、これはしっかり勉強しながら行うべきだった。たまたま今回の事件がそういったような状況があつたということから、こういった事件につながつていったのではないかというふうに考えております。今の大島委員のおっしゃるとおりだと私も思っています。

大島委員

先ほどの企画部長のアンケートの中に、前任者からの引き継ぎ内容あるいは後任者への引き継ぎはどのようになっているのか、こういう質問をしているのです。これは今日このようにして処分をされたわけですから。しかし、

この理事の中にですね、前段でお聞きしましたように、各部の部長さんが5名も名を連ねていながらこのような事件が発覚したということは、誠に残念でなりません。

そしてまた、倫理規程につきましてもですね、今日新聞を見ました。そしてまた、総務部長の説明もお聞きしました。しかし、幾ら立派な規程をつくっても守るのは個々ですよ。個々の自覚をいかに高めるか、これ以外ないと思うんです。

今回も、市長が8月分の給料を10分の1減給となっておりますけれども、市長さんも市長就任して以来何回になるか。これはもう、やはりしっかりしてもらわなければいけないなと思っております。この点について、倫理規程について、やはり守るのは個々の職員しかないということに私は尽きると思うんですけれども、まだしばらく倫理規程ができるのに時間がかかるやに今日の新聞で拝見しておりますし、また総務部長からも報告を受けておりますけれども、この件について、いつころをめどにしているのか、市長にお尋ねして質問を終わります。

市長

倫理規程は既に国なり道なり、あるいはまたその他の市で作成済みであります。そういったものを今参考にしておりますけれども、国なり道なりのものを即小樽市に当てはめるのも非常にいろいろと問題があるのではないかとというようなことで、その他の市の条文などを参考にして、いかに倫理規程をつくって、各原部、原課に与える影響とありますが、そういったものがあるのかないのか、いろいろな面を各部の意見を聞いた中で制定をしたいということをございまして、原案は今準備を進めてますけれども、できるだけ早く、3定ぐらいをめどに作成をしていきたいと、そういうふうに考えております。

大畠委員

終わります。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、自民党に移します。

横田委員

総選挙期間における謀略ピラについて

質問の前にですね、先ほど共産党の北野委員の方から、このたびの総選挙に関しまして質問がございまして、その質疑の内容でですね、選挙活動中に謀略的ピラがまかれたと。その配布者が であるかのような発言がありました。これは公党に対する、 に対するですね、とんでもない言いがかりであると思います。マスコミ等の報道で、その謀略ピラが全国的あるいは小樽市内で配布されたことについては承知をしておりますが、 が配布したという事実確認はされているのでしょうか。

はですね、政策を前面に打ち出して正々堂々と選挙戦を進めてまいりました。

先ほどの北野委員の発言で、全国的あるいは市内に配布されたとされるその謀略ピラを が配布したとの発言は、全く根拠のない、憶測の域を出ない発言であるところで申し上げておきます。この後議事録の精査等もあるようですので、その結果によりましてはですね、北野委員の発言の取り消しを求めることなどは考えておりますので、一言申し上げておきます。

それでは質問に移らせていただきます。

生活安全条例について

昨年4定の代表質問で生活安全条例について質問させていただきました。制定はどうかということですね。平成9年に公明党も生活安全条例の必要性について触れています。ご答弁の中ではですね、今後は関係機関あるいは団体と緊密な連携をとっていくようなご答弁がございましたが、昨年以降、この生活安全に関する何か進展といましようか、横の連携をとったどうか、そういったことはございましたでしょうか。

市民部次長

昨年の4定で本会議で代表質問ございまして、それ以降の進展ということでございますけれども、いろんな団体をご答弁の中で申し上げましたけれども、小樽市内にございましてそういった団体との連携を図るという意味での例えば会議を開くとか、そういった具体的なことは実はしてないわけでございます。ただ、今年3月でございますけれども、いわゆる市民の生活の安全を守るという観点から小樽警察署の方と話し合いをした事実がございます。たまたまその担当課長がこの4月にかわりまして、その後うちの方からも、引き続いていわゆる市民生活の安全を守るという観点から、市の方と小樽警察署とのお話し合いをしていきたいと思いますということで申し入れをございまして、なるべく早い機会にそれをやっていきたいということが1点ございます。

それから、いろんな団体との話し合いの場というのは、実は生活安全条例をつくった場合の安全推進協議会のようなそういう大きな全部を網羅したものというのは小樽市内でないわけでございますから、答弁で連携を保っていくというお答えしているのですけれども、例えば青少年の関係ですといろんな団体が入っていて、例えば青少年センター運営協議会、そういった中だとか、それから今この4月1日から始まります社会を明るくする運動の実施委員会、例えばこの実施委員会には総連合町会、小中学校の生活指導委員会、社会福祉協議会、防犯協会連合会それから小樽警察署少年補導員連絡協議会、青年団体協議会とか暴力追放推進協議会、こういったメンバーが全部入っておりますので、そういった中でこういった市民の生活安全という観点からですね、例えば最近起きている17歳の少年の犯罪の件ですとか、そういった話し合いというのはしているところでございます。なお今後も、そういった連携を図るということについては意を配していきたいと、こういうふうに思っております。

横田委員

今ご答弁の中にありました、青少年の犯罪が全国的に多いと。びっくりするような事件はみんな17歳というようなこともありますし、それから、小樽はお年寄りが多いわけですが、独居老人の中ですとね、孤独死といひましょるか、知らないうちに亡くなっていた。昨年は孤独死だけで42人ですか、過去5年で最高だったということが新聞報道もされております。

確かにさまざまな団体、暴追協それから防犯連絡協議会等々、生活に安全に関する団体はあるのですが、今も全部大体いろんなところが入っているのですが、しかし実際的に生活安全のために何をやっているんだということになるとですね、ちょっとぼやけてきているのかなというような気がしてならないですね。

これはやはり、市民の安全を守るトップで市長が先頭に立った何かこういった推進安全協議会みたいなものがあるといいのかなと。そういうのがあって、いろんなところへ施策をおろしていった方がいいのではないかな、そういう気がします。単独の団体ではそれぞれのことをやっているのですけれども、何かつながりがなくて、無駄なこととは言いませんが、施策がばらばらなんだなというような気がしてなりません。

今代表質問の中でありました虐待防止連絡協議会ですか、それも何か設置の方向だということですが、そういうのも含めてですね、何か横の連携をとったものができるのかなという気がしてならないのですが、この虐待防止連絡協議会も生活安全の一つになると思うんですが、これはどこの担当になりますか。

児童家庭課長

虐待防止について今年法制化されまして、それによって児童家庭課といひますか福祉部の方が窓口になって、庁内における連絡会議をつくって、ここにおいては庁外を含めたそういう協議会をつくりたいということで先日の代表質問で市長の方からご答弁しておりますとおり、今後そういうことに向けてやっていきたいということで先日お答えしたところでございます。

横田委員

ちょっと戻りますが、高齢者の孤独死の関係で小樽警察署と新聞販売店が連携をして500人ばかりになるのでしょうか、一声運動ということで、新聞を投函するときに、新聞がたまっているだとか、あるいはちょっとおかしいな

というところがあれば警察署に連絡するという、声かけといいたいでしょうか、運動をやっているというのが出てました。

これはやはり、警察署が新聞店にお願いしたのでしょうかけれども、こういうものを行政の方ですね、あれはありますね、ライフラインやっている、電気ですとか水道、ガス等々ありますので、そういうところの頻りに各家庭を訪問できるような体制のあるところですね、いろんなお願いをして、お年寄りなど、不安なところはないのかというようなことの確認をですね、そういった協議会から施策としてやっていけば私はいいのかなというような気がするわけですが。今後そういった部分も含めて市の方の行政として孤独死防止、これはもちろん早く見つければお助かりになった方もたくさんおられると思いますので、一日も早くそういう体制ができればいいなと私は希望しておりますが、その辺のお考えはいかがでしょう。

高齢社会対策室長

お年寄りの孤独死の問題でございますが、確かにひとり住まいのお年寄りがふえている現状でございます。そういう中で、24時間なかなか張りつくというわけには当然まいりません。一日も早く発見したいということでいろんな取り組みをしてございまして、特に老人クラブ連合会なんかでは友愛訪問という形で元気なお年寄りがそういうところを訪問したり、あるいは郵便局と提携しまして何かそういう状況があった場合に通報していただく、これを孤独死に限らず道路の問題ですとかいろんなところの問題、そういうものを含めて通報システムというものを活用しながらやっております。

それから、ホームヘルパーさんが派遣されている世帯、こういうところにもいち早くですね、例えば新聞がたまっていたり、かぎがかかっていて中に入れられないというような場合、こういう場合などの発見等もいろいろ進んでいるわけですが、できるだけいろんな形といいたいでしょうか、先ほど委員おっしゃっているようなそういう団体も含めて、あるいは企業等も含めて、さらに広範な形で進めていきたいというふうに考えてございます。

横田委員

独居老人の方は市内に5,200人ほどいるというような統計が出てますので、そういったことも含めて、ひとつ条例についても視野に入れてですね、今後、高齢者あるいは市民の生活安全にいろいろな施策をお願いしたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

成田委員

青少年の問題について

青少年の問題で質問させていただきます。

今、横田委員の方からの生活安全条例にかかわる問題も含まれますので、ぜひ生活安全条例も含めて考えていただければと思っております。

今、青少年が社会において最低限守らなければならない基本的なルールというのがあると思います。その認識が希薄になっている部分と、それからおろそかになっている部分というのが見られるわけなんです。そこで、青少年をはぐくむ環境として、社会全体のあり方、それから基本的なしつけの役割を担当する家庭のあり方、役割、そして学校での教育を受ける立場で生徒と先生のあり方について、ひとつお伺いしたいと思います。

家庭から今生徒が、うちから一歩出るとですね、学校へ行くわけなんですけれども、学校生活というのはやはり社会生活につながる第一歩の過程だと思います。そこで、学校におけるルール、こういうのがあると思いますので、そのルールについてお願いいたします。

指導室長

学校教育におきましては、家庭や地域社会において身につけております生活上のルールをもとにして、教科や道

徳、特別活動等の教育課程を通して社会的なルールを身につけ、集団の一員としての自覚を高めまして、豊かな人間性や社会性を身につけることに努めております。

具体的には、例えば学校におきますルールといいますと、低学年においては各先生が範を示してそれに倣うということが中心になるかと思えますけれども、あいさつの大切さを教える、あるいは遊具の遊び方を通してマナーを教えるというようなことを基本としますし、中学年、高学年になりますと、異学年の活動を通して上学年の者が下学年の者に学校生活上のルールを範を示して教えていくというようなことも行われております。

さらに中学校へ行きますと、中学生におきましては「生徒心得」という形で学校生活上の規範が定められています。また部活動等では、スポーツに親しむことを通しまして、ルールの大切さ、さらにはスポーツを楽しむ上でのマナーの大切さなどを学んでおります。またさらに、放課後いろんな状況を見る中で、ボランティア活動としまして校下の清掃活動を通して社会的なマナーを含めたルールを身につけるという指導に努めております。

成田委員

クラブ活動、ましてスポーツのクラブ活動というのは、ルールがあってスポーツは試合が成り立つわけです。このルールを守らなければ試合というのは成り立たないわけです。それでルールを重んじてスポーツを指導する立場の先生というのは、各学校できちっと配置されているのかどうか。クラブ活動の中でどのようになっているか現状をお願いしたいと思います。

指導室長

各学校のクラブ活動、現在はいわゆる部活動としてやられておりますが、この実態でありますけれども、まずは生徒数が減ってきておりますことからいろんな問題も生じてきておりますけれども、第1に生徒の希望をとりましてそれを極力生かす方向で各先生方が顧問となりまして担当し、生徒の希望を優先する形で積極的に進めていただいております。その中で、例えばスポーツ上のルール、さらに先ほどマナーということで述べましたけれども、上学年、下学年の者の生徒同士のあり方等も含めて指導いただいているものと考えております。

成田委員

青少年育成事業について

青少年育成事業というのが行われておりますけれども、その青少年育成事業にはどのような活動がありますか。

青少年女性室主幹

青少年の健全育成に関しまして、どのような事業を行っているかというご質問でございまして、代表的なものは少年の船、これはジュニアリーダー養成研修という事業でございまして、少年の船ということで敦賀市の方へ子供たちを派遣しております。それから、小樽市と利礼3町の児童が交流する事業がございまして、それから子供交歓会といたしましては、小樽の子供たちと後志管内の倶知安町の子ども会との交流、それから逆に敦賀市の少年の船というのがございまして、敦賀市の方から子供たちが来て小樽市の子供たちと交流する。それから新年には各町会で新年子ども会というのを行っております、それに対する支援を行います。代表的なものといえますか、主なものは以上でございまして。

成田委員

今、育成活動の中で、一つの例に少年野球もあるわけなんですね。少年野球活動に対しても助成していると思えますけれども、少年野球の連盟の方に支援していると思えます。その中で、この間少年野球の開会式があったわけなんですけれども、開会式には市の方から代表者が誰かあいさつに行ってますでしょうか。

社会教育課長

今関連してでございますけれども、少年野球の関係で特別ご案内の方は私どもの方にはございませんでした。

成田委員

少年野球もこれ大事なことなんですよ。たくさんの子供たち参加していて、ルールを重んじて指導を受けて活動

しているわけです。そのルールの中で社会性を身につけて立派な社会人になっていくと思うんです。その中でやはり、市の職員の方もそこへ顔を出してあげることが大事なことでないかなと思いますので、近々案内がもしありましたら参加してやっていただければと思います。

成田委員

青少年のボランティア活動はどのような活動をされていますか。

青少年女性室主幹

ボランティア関係のどのような活動をしているかということでお尋ねでございます。

指導者養成ということでありまして、1つ目は地区の青少年育成活動懇談会というのがございます、これは毎年正月に各町会で行っております。今年は、1月、梅ヶ枝町会それから松ヶ枝町会で地区の青少年の育成者の方との懇談を行っております。2点目はジュニアリーダー養成ということでこれは少年の船と連動する事業なのですが、小学校5年生の子供たちを将来の小樽市のジュニアリーダーを育てるための研修を行っております。それから新年子ども会、大きなところではそんなところがございます。

あと、しらかばという高校生のボランティア団体がございまして、このしらかばの子供たちはですね、我々の少年の船とか、あるいは利礼3町、各種の事業にこの高校生がボランティアとして参加していただいています。そのボランティア活動の育成といいますが、そういった部分では補助金の支出だとか、あるいはこのしらかばを直接育成している小樽市子連協という子供育成連絡協議会というのがあるのですが、そちらの方の事務局を私の方でやっております、間接的にそのしらかばの事務といいますが、そういった部分での援助といいますが、そういったことも行っております。

成田委員

しらかばの会というのは子供たちを預かってですね、高校生なものですから、試行錯誤しながら子供たちを指導していると思います。この中で、市の立場の中でサポート役で指導、アドバイスしてあげればと思ってますので、ぜひその辺お願いしたいと思います。

それから、地域社会の環境浄化について大人の意識改革をどう進めているか、これをお伺いしたいと思います。

青少年女性室主幹

環境浄化ということでお尋ねでございます、道の北海道青少年保護育成条例によります立入調査員ということで併任の身分を持った者がいます、その形ですね。市内のビデオレンタルあるいはコンビニ、カラオケ、そういったところで立入調査を随時行っております。そういった中で有害図書だとかビデオだとか、そういったもののチェックを行っております。そのほかに、特に7月は社会を明るくする運動の強調月間でございます、その間に各保護司とか、あるいは更正保護婦人会が主催しましてですね、各町会といいますが地域でミニ集会とか地域懇談会を行っております。そういった中で、大人の方にそういった有害環境についての啓発といいますが、そういったお話を随時させていただいております。大体主なところでそういったところで、大人の方への啓発を行っております。

成田委員

そういうことからですね、市長、生活安全条例というのは青少年の犯罪等を防止する意味からも、街全体、それから住民と一緒に、市長が先頭になって条例制定していただければありがたいと思いますので、ひとつ市長はどう考えているのか、よろしくをお願いします。

市長

先ほどから所管の方でお答えしておりますけれども、青少年の問題あるいはまたひとり暮らしの老人の問題、所管でそれぞれの対応をされていると思いますけれども、生活安全条例ができてすべてがこれで網羅されるのかどうか、今の段階ではなかなかはっきり申し上げられませんが、今後また検討しながらですね、現在はそれぞれ

で対応しておりますので、それらも含めてトータルでまた考えていきたいと思えます。

成田委員

小樽花園公園について

次に、小樽の花園公園についてちょっとお伺いいたします。

小樽花園公園は歴史がある公園だとお伺いしています。その中で、いつ開設されたのが、また概要について説明していただきたいと思えます。

公園課長

小樽公園について答弁いたします。

面積が23.5ヘクタールございまして、明治26年に開設されております。それで昭和17年に都市計画決定を行いまして、体育館、市民会館、公会堂、図書館、こどもの国等の文化、教養、娯楽、スポーツ、こういう施設を備えまして総合公園としまして、今まで市民の憩いの場として開設されてきております。

成田委員

花園公園内にある施設、公園課の中の施設で結構ですけれども、こどもの国があると思えますけれども、この利用者数はどのぐらいあるのでしょうか。

公園課長

平成11年で、4月24日から10月17日まで開場しておりまして、約4万5,300の方が見えられております。それで平成12年、これは4月22日から10月15日まで開場する予定でございます。それで、5月末現在としまして2万700の方が来場されてございまして、前年の11年の5月現在より約22%ぐらい増というふうになっております。

成田委員

ほかの施設もあるわけなのですけれども、これ社会体育施設の関係かなと思えますけれども、桜ヶ丘球場それから花園公園グラウンド、体育館、テニス、弓道場、それぞれの使用者数というか、数を教えてください。

社会体育課長

ただいまの5つの施設についてでございます。平成11年度の状況で申しますと、まず桜ヶ丘球場につきましては延べ7,280人、それから公園グラウンド1万5,480人、体育館10万1,260人、テニスコート6,280人、弓道場4,290人、以上合計、延べ13万4,590人ということになってございます。

成田委員

このほかに市民会館、公会堂も公園内にあると思えますので、その数も教えていただきたいと思えます。

市民会館館長

利用人数でございますけれども、平成11年度で、市民会館につきましては10万3,242人になっております。それから、公会堂におきましては4万339人となっております。

成田委員

このようにですね、花園公園、街の真ん中にある公園なものですから。それと、こうやって聞かれると社会体育の施設が多いわけなんですね。普通考えると、これ総合運動公園にしてもいいのではないかなと思うぐらいの公園になってますけれども。その中で、やはりこれからの公園づくりということを考えると、交通アクセスをどう考えていくか、また、路上に止めてる車というのが大変目立つわけなんです。この駐車場の整備についてどう思われているか、お答えいただきたいと思えます。

公園課長

先ほども申し上げましたとおり、開設が大変古うございます。それで、現在にマッチしているかどうかということになりますとなかなか難しい面もございます。市民会館とか体育館、たくさんの方が集まるような施設も入っておりますので、駐車場それから交通のアクセス、いろいろな問題が悪いとご指摘されている点もございます。

それで、今後、部内で小樽公園の再整備ということで、どういうふう to 今後していったらいいかということをお願いする点から詰めまして、今後の小樽公園の整備をしていきたいと、このように考えております。

成田委員

小樽公園再整備に関して、できることならパークゴルフ場と、また駐車場を完備していただけるようお願いしまして、終わらせていただきます。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

なお、再開時刻は追って連絡をいたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後10時30分

委員長

会議を再開します。

(「委員長、動議」と呼ぶ者あり)

委員長

秋山委員。

秋山委員

さきの共産党北野委員の発言の一部取り消しを求める動議を提出いたします。

委員長

ただいま秋山委員から、共産党北野委員発言の一部取り消しを求める動議が提出されました。

直ちに本動議を議題に供します。

本動議の提出者から趣旨の説明を求めます。

秋山委員

趣旨説明を行います。

本日の予算特別委員会の冒頭における北野委員の発言は、公の場における、そして に対するの非難中傷であり、特に に対しては許すことのできぬ発言であります。

よって、先ほどの理事会で提出していただきました北野委員の質問メモに沿って、何れ所かの取り消しを求めます。

第1点目、1ページ目の上から8行目 という部分、下から5行目、続いて、下から4行目の の部分、続きまして、2ページ目に入りまして上から2段目の という部分、上から5行目真ん中の という部分、7行目の、その並びの、上から9行目 という部分から上から19行目までの部分です。

という部分まで。以上の箇所については決して容認できる内容ではありませんので、取り消しを求めます。

以上です。

委員長

これより討論に入ります。共産党、北野委員。

北野委員

ただいま秋山委員から、私の質問にかかわる部分で、今提案説明のあった部分を削除するということですが、私はこれは大変不当なやり方だというふうに思うんです。その前提には、議会の中で が数合わせすれば多数持っている。ここにあくをかけた、そして自分たちの気に入らないところは全部削除する。こう

ということが許されていいのかという問題を私は提起したい。

私は質問の中で、事実に基づいて、選挙戦を謀略ピラ、謀略パンフで汚す卑劣なやり方を告発したものであります。全国で1億数千万枚に及ぶ公職選挙法違反の謀略ピラ・パンフレット、この根源は であるということを実際に基づいてその事実を指摘したわけです。だから、それを事実でない。しかも今聞きましたら、削除した部分、2ページ目ですね、これは理事会のやりとりで がテレビの討論で柳井さんを認めたと、そういう事実まで削ってしまう。

(「文書構成が全体がおかしいと言ってるんだ」と呼ぶ者あり)

文書構成がおかしいという公明党の佐野さんの不規則発言であります。今の秋山委員の動議のとおりだとすれば、国語にもならない。こういう削除の仕方しかできないのかということです。

ですから、数を頼んで自分たちの気に入らないことを削除するということは、言論を多数の力で封殺するもので、民主主義の自殺行為につながるということで、大変不当であるということを変更して指摘をしたい。

次の問題は理由であります。秋山委員の趣旨説明の中では非難中傷だとあります。非難中傷というのは、辞典引けばおわかりのとおり、事実でないことを言うことです。私が前段で指摘したとおり、理事会で の方も事実の一部を認めているわけです。先ほど指摘したその部分は、そこも削るとするのは一体何か。非難中傷でないということは、これは経過に照らして明らかであります。

それから、今日6時間以上本委員会が休憩しているわけで、ここに至るまでの間、理事会で私は道理尽くして言論でやりなさいと。私は質問で言っているわけですから。そうであれば、削除すると。数頼んでそんなことをしないで、自分たちがなぜ私の質問が間違いなのかということを実証すればいいですよ。そういうこともやらないというのは、これは大変おかしいと。自民党は今回もまた賛成なんだけれども討論はないと。これこの前のときも私言ったら、本会議で何か言いましたよね。だから、なぜ賛成なのか反対なのか、議会の活性化であれだけ議論しているのだから、最大与党の最大会派である自民党が討論しないということは解さないということは改めて指摘しておきます。

のところが入らぬということは理事の方おっしゃってましたが、テレビの討論で全国民が見ている前でやったのですからね。だから、それを気に入らないからといって消してしまうということはいかがかと思えます。これテレビ局へ行って消してくれと言ってるのと同じですよ。おかしいじゃないですか。

それから最後、まだまだいっぱいありますが、時間の関係でこれで終わりますが、委員長を補佐して、そして議事を円満にすべき副委員長の秋山さんが動議を出されたということについては大変遺憾だと。本来であれば共産党から不信任動議出してもこれはそれに値するものだということも申し添えて、私の討論といたします。

委員長

それでは、続きまして、公明党、高橋委員。

高橋委員

さきの共産党北野委員発言の一部取り消しを求める動議に対しまして、賛成の討論を行います。

共産党は、このたびの総選挙の中で謀略的なピラが配布されたことについて、その配布者があたかも

であるかのような発言がありました。とんでもない言いがかりであります。その発言の中で、事実関係の確認もなしで断定している箇所について何点か述べたいと思います。

まず、「謀略ピラの推進者は の勢力でありまして」とあります。どこにそのような証拠があるのでしょうか。あくまでも憶測の域を出ない発言であり、テレビの討論会の一部を抜き出して、 に対する侮辱の何物でもないと思うわけであります。

次に、謀略ピラ「ディスカス」についてですが、これは事実無根であります。事実関係の確認もなしに、が関与しているとの発言は到底受け入れられるものでもありませんし、具体的に、誰が、いつ、どのように関与し

たのかという論拠もなしに言えることではないのであります。また、「
に近い筋」という表現も同様であります。

次に、「警察官にその現場を押さえられ、氏名を聞かれて職業を聞かれて、
であると認めている事実が幾つも今回出ています」との発言がありましたが、それでは、どこのだれが、いつ逮捕されたのか、そのような事実確認を行った発言とは思えないし、また認められない発言であり、
の支持者をおとしめる発言であると思
うものであります。そして、あたかも小樽市内で
が関与しピラをまいたように受け取れるような発言は、事
実として確認されたものはなく、
がかかわったことが証明できない以上、
は全く関係のない話である
とのことを明確にすべきであり、取り消しをすべきものであります。

この発言の問題点は弁証責任の問題であると思います。疑わしいと発言する人は、相当の証拠を上げなければ、
また事実を示せなければ発言することはできないことであり、言論の府と言われる議会での発言に対しては十分吟
味する必要があるのではないのでしょうか。

誰かを泥棒だと言うことは大変なことであります。いつ、誰が、どこで、何をどのようにしたかなどのしっかりし
た事実を示し、動かさない証拠がなければ話にもならないのではないのでしょうか。

以上、秋山委員の動議は極めて正当性があり、公党に対しての非難や侮辱に対する事実無根の発言は取り消しを
すべきものであることを強く主張して賛成討論といたします。

委員長

続きまして、民主党・市民連合、渡部委員。

渡部委員

私どもは、自席にて棄権をさせていただきます。

以上です。

委員長

次に、市民クラブ、大島委員。

大島委員

市民クラブを代表し、ただいまの動議に対し自席で棄権の討論をいたします。

このたびの
、共産党のさきの衆議院選に関する議論に対し、私たち市民クラブは、その経緯・経過を速や
かに確認する手だてが現時点では見当たらず、よって、事実の把握ができぬままの態度表明は差し控えたいと考
えます。当然、真実が明らかになった時点で改めて態度を言明するのはもちろんであり、申し添えさせていただきます。
ます。

以上、討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

本動議に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、本動議は可決されましたので、発言の取り消しを命じ、該当する部分については会議録より削除いたし
ます。

(「委員長に対する不信任の動議を提出いたします」と呼ぶ者あり)

委員長

ただいま西脇委員から、委員長不信任動議の提出がありました。

直ちに本動議を議題に供します。

本件は私の一身上に関する問題でありますので、私は除斥されます。副委員長と交代いたします。

(新野委員長退席)

副委員長

動議の提出者より趣旨の説明を求めます。

西脇委員。

西脇委員

政権与党が、政策論争を避けて、日本共産党の前進を阻むため大規模な謀略作戦を展開した。これが今回の選挙です。これは選挙史上例がありません。みずからの正体を隠した架空の団体名で、日本共産党中傷、攻撃、デマ、60種類以上、全国的にばらまかれました。

投票日直前にも、殺人、放火、強盗などの言葉を並べ、カラー刷りの5種類のパンフを全国的にばらまいている。まさにやみ討ち、卑劣、陰湿なやり方です。

我が党は、この謀略作戦を進めてきたのが であり、謀略ビラの作成・配布の中心が であることを突きとめ、謀略をやめ政策論争に立ち戻るように公開質問状も提出しています。これに今もって何の回答もありません。投票日直前に新手の謀略パンフを配るといって、まさに暴挙も重ねています。各地の選挙管理委員会が違法と認める、出所不明を装った謀略ビラで選挙を汚すことは、民主主義を根底から壊すものです。選挙が済んだからといって、このままやむやみにできない、日本の政治の重要問題です。

謀略選挙の悪質さは、金で有権者を買収して議席をかすめ取る金権選挙にまさるとも劣りません。有権者があるがままに物事を見ることをゆがめるために が謀略ビラを大量に配布して選挙の流れを左右しようとした。このことは日本の民主主義と選挙にとって致命的な害悪をもたらすものです。

マスコミもこのことを批判し始めました。昨日の日刊現代は何と言って批判しているかご紹介しましょう。「今回の総選挙は、21世紀のかじ取りを託せる政党、政権の枠組みを選ぶ重要な選挙であったはずだ。当然選挙戦は政策論争を中心に展開されるべきだ。確かに野党の民主、自由、共産は与党に論争を仕掛けた。ところが、これをぶち壊しにしたのが、政策論争に持ち込まれたら勝ち目がないと踏んだ だ。 は共産党と一緒になるとして共産党を徹底攻撃、同党を誹謗中傷する悪質なビラを大量にばらまいたという卑劣な手に出たのである。謀略ビラを使って政策論争をはぐらかすことで投票率の伸びを抑え、 を防いだという意味では は大成功だった。こんな珍事が話題になるなんて民主国家として恥ずかしい限りでないか。政権維持のため何でもやる の体質がもるに出た選挙だ」、こういうふうに批判しています。

その事実を北野委員が指摘し、選管の見解を求めたことを、こともあろうに数を頼みに言論を封殺するなど、恥の上塗りをするようなもの。このことに加担した委員長は、公正であるべき委員長として不適格であり、不信任とするものです。

以上で理由を終わります。

副委員長

これより討論に入ります。

共産党、北野委員。

北野委員

委員長不信任動議に賛成の討論をいたします。

今、西脇委員が詳しく述べたように、本来委員長としては、言論の府ということは先ほど公明党の方もおっしゃったとおりですから、言論をもってやればいいんですよ、違うということ。再三そういうことを促したにもかかわらず、6時間以上たって削除ということはね。これはそういうことに委員長として同意したということは、委員

長としての責任放棄だというふうに思うんです。

だから、ここに至る経過で、先ほども申し上げましたが、委員長にも再三ですね、言論でやるように自民党や公明党にも言いなさいと、私たちはそれに対してちゃんと聞く耳ありますからということをお願いしていたのですが、自民党、公明党の方から削除だという声があってこういうふうになったんだと。こういう民主主義を踏みにじるやり方を委員長としてとるということは、甚だ遺憾だということであります。

内容については先ほども触れましたから、これは当然予算特別委員会で起こったことですから、討論の中でも私は詳しく展開する予定であるということをお願いして、委員長不信任動議に賛成の討論といたします。

副委員長

民主党・市民連合、渡部委員。

渡部委員

我が党といたしましても、さきの動議同様、今回の動議については自席にて棄権といたします。

以上です。

副委員長

市民クラブ、大島委員。

大島委員

先ほども申しましたように、私たちは速やかに事実関係を確認する手だてがないと、そういう中での採決でございました。しかし、委員長については、採決の結果も削除という多数の意見があったために、そのように報告したのだと思います。しかし、これらについても民主党さんと同じように、自席において棄権の態度表明いたします。

副委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

本動議に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

副委員長

起立少数。

よって、本動議は否決されました。

では、委員長と交代いたします。

(新野委員長着席)

委員長

質疑を続行いたします。

公明党。

秋山委員

公明党は質問を今回はいたしません。

以上で終わらせていただきます。

委員長

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。